

宮代町に特定屋外分煙施設の整備を求める決議（案）

平成30年、健康増進法が一部改正され、令和2年4月から全面施行された。改正趣旨は「望まない受動喫煙をなくす」「子ども、患者等に特に配慮」「施設の類型・場所ごとに対策を実施」を基本としており、各自治体には受動喫煙防止措置を総合的、効果的に推進するよう努めることを求めた。

これを受けて宮代町は、令和元年7月から「受動喫煙防止」の観点だけでなく、「ポイ捨てによる環境面」「健康増進」の理由で最も手っ取り早い町内の全公共施設の敷地内全面禁煙の措置を早々に取った。しかし、それ以外の法の趣旨に沿った分煙対策は皆無で、喫煙者に対しては税金を総取りしつつ路上に追放した。町には路上喫煙禁止区域もなく、町内3つの駅前に分煙施設もない。無対策のそしりを受けても仕方がない。

地方自治体の対応には様々な考え方、対応策が取られていることは承知しているが、一般財源として有効活用するためにも、宮代町は、喫煙納税者の気持ちを町から締め出すのではなく、町に向けさせるための施策を打つべきである。

隣接する杉戸町は、庁舎屋外での受動喫煙防止のため、必要な措置が取られた場所以外での喫煙ができなくなる。そのため様々な利用者にとって心地よい、快適で利用しやすい役場環境となるよう屋外喫煙所を設置するとして、包括的連携協定を締結している日工大建築学科の木造建築工房の授業学生を対象とした設計コンペ方式で、現在の屋外喫煙所を庁舎前に設置した経緯がある。

たばこ税は国、地方を含めて令和3年度決算で約2兆円、1箱20本580円紙巻たばこの税率は消費税を含め61.7%という、物品税としては最高税率である。町のたばこ税収入は令和4年度決算では1億9千万円、都市計画税収入を3千万円上まわる収入で町にとっては貴重な財源であり、100%収入となる有難い財源でもある。

国は令和2年度以降、税制改正大綱における記載を踏まえ、毎年度、自治税務局長名の事務連絡として、「望まない受動喫煙の防止及び地方たばこ税の継続的かつ安定的な確保のため分煙施設のより一層の整備を図る」ことは有効であるとして積極的に進めるよう、県知事あて要請している。

町としても、多様性社会の中で、喫煙者の思い、被喫煙者の心配の両方に配慮した対策が必要である。たばこ難民として、納税者であるにもかかわらず被害者意識にさいなまれる喫煙者にも、受動喫煙や環境悪化を心配する被喫煙者にも納得され、町たばこ税の確保につなげるためにも、宮代町に特定屋外分煙施設の整備を行うよう強く求める。

以上、決議する。

令和5年12月 日